

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業 【緊急枠】

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援(A)および国の一時支援金(B)への上乗せを実施します。

※ A:売上確保支援(補助金)、B:国の一時支援金への上乗せ(給付金)の いずれか一方のみ申請可能。

	A : 売上確保支援 (補助金)	B : 国の一時支援金への上乗せ (給付金)
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年3月26日(金)から4月30日(金)まで (2) 郵送申請 令和3年4月5日(月)から4月23日(金)まで (消印有効) (※) 4月下旬から交付決定を予定	令和3年4月5日(月)から9月下旬まで (※) 国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等のみなさま (※)詳細は裏面に掲載 (売上2019年または2020年同月比30%以上減を対象)	一時支援金(国)を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費 (※)詳細は裏面に掲載 (令和3年1月1日(金)から10月31日(日)までの取組が対象)	-
補助限度額	50万円 (下限 20万円)	10万円 (20万円(※)) (※) 家賃(月額)30万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については20万円給付
補助率	9/10以内	定額

申請ページ : <https://shiga-kinkyushien.com/> (3月26日(金)9時から)

注意:実際に購入されたことが分かる領収書、レシート等が必要となりますので、捨てずに保管しておいてください。

<お問い合わせ先>

滋賀県経営力強化支援コールセンター

開設時間/平日 9:00~17:00(3月26日(金)9時から開設) TEL: 0570-087-770

<ご参考>

A：売上確保支援（補助金）

◇ 対象者

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金の補助対象者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する事業者で次の要件のいずれかを満たす者

- (1) 2021年1月14日以前に開業しており、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業
 - (2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等
- ※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者に該当しない。

<参考：対象となる業種>

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助事業

売上確保のために実施する販路開拓等に関する事業

<補助対象となり得る取組事例>

- ◆ テイクアウトやデリバリーに要する経費
 - ・ テイクアウト用購入備品費
 - ・ 配達用のバイク
 - ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費
 - ・ EC サイト出展に際して必要な経費
- ◆ 新商品開発に要する経費や新業態への進出に要する経費
- ◆ 事業について、PR するためのチラシやDM、SNS の広告経費
- ◆ 対面での感染症対策に資する経費

◇ 補助対象経費

事業費	謝金、旅費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、外注費、備品購入費、試作費、受講料、借損料、出展料、委託料、対面での感染症対策用資機材等
-----	---

- ※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
- ※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
- ※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。